被扶養者認定 Q&A

認定時の添付書類について



私は、この度、同居の母を扶養したいと考えています。 現在は、父(65歳・収入:年金190万円)と母(60歳・収入: パート 60 万円) と一緒に暮らしています。

父は認定限度額を超えておりますが、母については認定限度額内と なりますので扶養できると考えています。手続きをしようと思います が、「被扶養者申告書」、「扶養の事実申出書」の他に添付書類として どのような書類を添付すればよいでしょうか。

お見込みのとおり、お父様については認定限度額の年額130万円(60歳以上の者であって、 その者の所得の全部又は一部が公的年金である場合は、年額 180 万円)を超えているので認定 はできませんが、お母様については、認定限度額未満であり、かつ、ご両親の収入の合計も認定

限度額の合計未満となりますので、認定は可能です。

(父) 年金収入 190 万円 ≧ 認定限度額 180 万円 ⇒ 認定不可

(母) パート収入 60 万円 < 認定限度額 130 万円

かつ

250 万円 < 認定限度額合算 310 万円 ➡ 認定可 **父母合算**

添付書類については、以下のものが必要となります。

「住民票(世帯全員・続柄表示のあるもの)」「所得証明書(母)」「雇用証明書(母)」 「所得証明書(父)」「年金額を証する書類の写し※(父)」

※「年金額を証する書類の写し」とは、「改定通知書」又は「送金通知書」です。(「公的年金等の源泉徴収票」は不 可となります。) 毎年行う被扶養者資格継続調査においても必要となりますので、無くさないように保管しておい て下さい。無くされた場合は、再発行をお願いします。

当年10月から

退職等年金給付に係る 基準利率及び終身現価率並びに 有期年金現価率の値が変わります

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載し ています。今後、これらの率についての関連情報等を掲載していきますので、是非ご覧ください。 ※退職等年金給付に関する制度内容等の詳細については、平成27年10月下旬に所属所を通じてお配りいたして おります「年金払い退職給付制度に係る付与率・掛金率等について」のリーフレットをご覧ください。

http://www.chikyoren.or.jp/ (地方公務員共済組合連合会トップページ)

トップページの年金関連情報メニュー 内 [年金払い退職給付制度] から ご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会